

三宮中央通りまちづくり協議会  
会長 永田 耕一 殿

## multi-BASE 利用承諾書

別紙利用規約及び下記内容を了承し、本施設の設置を申し込みます。

### (定義)

1. 本紙用語の定義はまち協が定める「ほこみち利用規約（以下、「利用規約」という。）」第2条に定めるとおりとする。

### (利用方法)

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。
2. 利用者は、幟の設置はしないものとする。
3. 利用者は、窓面への過度な広告設置はしないものとする。
4. 利用者は、美しく、歩いて気持ちのよいまちなみづくりのため、周辺に配慮したおしゃれな利用を心がけるものとする。

### (申請内容の変更)

1. 利用者は、利用日時又は内容に変更のあった場合速やかにまち協に申請を行い、必要な手続きを行うこととする。

### (ほこみち協力金)

1. multi-BASE の利用者は、利用料として1週間105,000円（事務手数料を含む）のほこみち協力金をまち協に支払うものとする。
2. ほこみち協力金は、利用の承認後1週間以内に、指定の銀行口座に振り込むものとする。

### (費用負担)

1. 利用者は、①利用期間内の清掃に係る費用、②利用者が申しまち協が了承した設置物等の費用、③利用者の故意又は過失に基づくmulti-BASEの破損等により発生する修繕費用等を負担するものとする。
2. multi-BASEの電気水道等の光熱費はまち協が負担するものとするが、過剰な利用が認められるとまち協が判断した場合、利用者にもその負担を求めることがある。

### (損害賠償責任)

1. 利用規約第11条第1項の規定に基づき、利用者の故意又は過失により、まち協又は第三者に損害を与えた場合、利用者はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとする。

### (保険の加入)

1. 利用者は、損害賠償責任保険に加入し、まち協へ加入証明書（コピー）を提出するものとする。
2. 利用者は、損害賠償責任保険の他、自らの責任においてトラブルを解決するために必要と想定される保険へ利用者の判断において加入するものとする。

### (免責)

1. 利用者は、multi-BASE 利用中の維持管理やトラブル等の解決について、自らの責任においてこれを対処するものとする。

### (利用の解除)

1. まち協は、利用者が①利用権の譲渡及び転貸を行った場合、②利用中止命令に従わない場合、③虚偽の申請を行った又は申請内容と異なる利用を行った場合、④ほこみち協力金を支払わない場合、⑤その他利用規約に違反した利用や社会通念を逸脱した利用を行いまちの印象またはまち協の信頼を失墜させる行為を行った場合、利用を解除するものとする。
2. 利用を解除した場合、まち協は、ほこみち協力金を利用者に返還しないものとする。

### (明渡し)

1. 利用者は、利用期間終了後に、路面の原状回復及び清掃を行うものとする。なお、原状回復及び路面清掃に係る費用は利用者の負担とする。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

署名（事業者名） \_\_\_\_\_

※本人自署の場合は押印不要